

就労開始証明書

(提出先) 茨木市長

所在地

申込み時に提出した就労証明書と
変更ありません。

事業所名

代表者

申込み時に提出した就労証明書と
変更があります。

(役職名

電話番号

印

)

令和 年 月 日現在、下記のとおり就労していることを証明します。

勤 務 先 記 入 欄	就 労 者 氏 名			
	職 種 (仕 事 の 内 容)			
	雇 用 形 態 (○ を し て く だ さ い)	(イ) 正規雇用 (ロ) パート (ハ) アルバイト (ニ) 派遣 (ホ) 契約 (ヘ) 自営業 (ト) その他 ()		
	勤 務 先 名			
	勤 務 先 住 所			
	就 労 開 始 年 月 日 または 復 職 年 月 日	新規就労開始の方 令和 年 月 日 開始 産後休暇または育児に伴う休業からの復職の方 令和 年 月 日 復職		
	出 勤 日 休 日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 (月に 回) ・ 日 (月に 回) ※出勤日(シフト制の場合は出勤の可能性のある曜日)に○をつけ、休日に×をつけて ください。また、土日に出勤の場合は出勤回数を○してください。		
	出 勤 日 数	週または月 合計()日 実働()時間 (固定制 ・ シフト制)		
	勤 務 時 間 ※時間短縮制度を利用 の場合は、時間短縮 制度適用前の勤務時 間を「平日」「土日」の 欄にご記入ください。	平 日	時 分 ~ 時 分 のうち実働 時間 分 (休憩 分)	
		土 日	時 分 ~ 時 分 のうち実働 時間 分 (休憩 分)	
	時間短縮制度に よる勤務時間	時 分 ~ 時 分 (休憩 分)		
	そ の 他 特 記 事 項			

※下記は必ず保護者が記入してください

児童氏名		施設名	<input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 待機
生年月日	年 月 日 (歳)	入所日	年 月 日
児童氏名		施設名	<input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 待機
生年月日	年 月 日 (歳)	入所日	年 月 日
児童氏名		施設名	<input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 待機
生年月日	年 月 日 (歳)	入所日	年 月 日

(入所か待機か該当する項目に✓をつけてください。)

●勤務先住所が変更になった場合、ご記入ください。

自 宅	電車・自動車 バス・自転車 単車・徒歩	→		分
	電車・自動車 バス・自転車 単車・徒歩	→		分
	電車・自動車 バス・自転車 単車・徒歩	→		分
	電車・自動車 バス・自転車 単車・徒歩	→		分

※保育所を経由せず、自宅から勤務先までの経済的かつ合理的な通勤経路での通勤方法及び通勤時間をご記入ください。

裏面の「記入、提出に際しての注意事項」を必ずお読みください。

(裏面)

【記入、提出に際しての注意事項】

- 1 お子様が保育所等に入所（園）した月の翌月1日までに産後休業もしくは育児に伴う休業を取得している事業所に復帰後、2週間以内に当証明書を下記提出先へご提出ください。
- 2 就労内定の方は、申請時に提出された就労証明書どおりに就労を開始してください。また、就労開始後2週間以内に当証明書を下記提出先へご提出ください。
- 3 当証明書は復職または就労開始を確認するための書類ですので、必ず**復職日または就労開始日以降の証明書を提出してください。復職日・就労開始日より前の証明は無効となります。**また、期限内に提出がない場合や、申請時と状況が変わっている場合は、入所後であっても退所（園）となることがあります。
- 4 必要事項をもれのないように記入してください。社印も必ず押印してください。
- 5 **鉛筆、消えるボールペン等で記入された場合や、修正液や修正テープ等で修正された場合は無効となります。**訂正される場合は、証明印と同一の訂正印で訂正してください。
- 6 郵送による提出の場合（必着）、到着確認の問合せ等は受け付けていません。また、郵送による事故等の責任は一切負いません。
- 7 証明内容について、保育幼稚園事業課の職員が事業主の方へ電話あるいは訪問し、確認させていただく場合もあります。
- 8 ご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。

【提出、問合せ先】（郵送可）

茨木市こども育成部 保育幼稚園事業課 認定係（南館3階21番窓口）

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話番号:072-620-1638(直通)

開庁および受付時間:月～金(祝・年末年始除く) 8:45～17:15